

教育委員会議事録

令和2年1月定例会

海老名市教育委員会

教育委員会議事録
(令和2年1月定例会)

- 1 日 付 令和2年1月17日(金)
- 2 場 所 えびなこどもセンター201会議室
- 3 出席委員 教育長 伊藤 文康 教育委員 松樹 俊弘
教育委員 海野 恵子 教育委員 平井 照江
教育委員 酒井 道子
- 4 出席職員 教育部長 伊藤 修 教育部次長 萩原 明美
参事兼教育総務課長 中込 紀美子 参事兼教育支援課長 和田 修二
教育支援課教育支援担当課長 浅井 大輔 学び支援課長補佐兼学び支援係長 山田 敦司
- 5 書 記 教育総務課主幹兼総務係長 栗本 欣幸 教育総務課主事 湊 大輝
- 6 開会時刻 午後2時00分
- 7 付議事件
- 日程第1 報告第1号 海老名市教育委員会関係職員の人事異動について
- 日程第2 議案第1号 海老名市特別支援教育介助員及び特別支援教育看護介助員配置要綱の一部改正について
- 日程第3 議案第2号 海老名市特別支援教育補助指導員配置要綱の一部改正について
- 日程第4 議案第3号 海老名市言語聴覚士派遣要綱の一部改正について
- 日程第5 議案第4号 海老名市いじめ防止条例について(非公開事件)
- 8 閉会時刻 午後3時57分

○伊藤教育長 本日の出席委員は全員であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより教育委員会1月定例会を開会いたします。

本日は傍聴希望者がございます。傍聴者につきましては、教育委員会会議規則第19条に規定されておりますので、傍聴を許可したいと思いますのですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、傍聴を許可します。傍聴人を入室させてください。

今会の署名委員は、海野委員、酒井委員にそれぞれよろしくお願いいたします。

○伊藤教育長 それでは、教育長報告に入る前に、教育長職務代理者に関してでございます。教育長職務代理者は、新教育委員会制度になってから委員に1年ごとに務めていただいております。松樹委員には平成31年4月1日から任期満了となる令和2年1月31日、今月末までお務めいただきたいと思いますが、任期満了に伴い、次期教育長職務代理者につきましては平井委員に2月1日からお願いしたいということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ただ、平井委員の任期は令和2年12月13日までとなっておりますので、そこまで教育長職務代理者をお願いしたいと思います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、平井委員、よろしくお願いいたします。

なお、平井委員の次は順番として酒井委員になりますので、よろしくお願いいたします。

○伊藤教育長 それでは、**教育長報告**をいたします。

まず、主な事業報告でございます。12月19日(木)に教育委員会12月定例会がございました。その日、柏ヶ谷小学校朝会、臨時校長会議、市教育委員会・校長連絡会を行ったところでございます。

20日(金)は、市議会第4回定例会本会議(閉会)でございます。外国語教育担当者会、記者との意見交換会がありました。

23日(月)は、ユースサポート事業報告会(若者支援室)があったところでございま

す。

24日（火）は、第二学期終業式でございます。朝のあいさつ運動（柏ヶ谷小学校）に行
ってまいりました。教職員人事検討会を行いました。

25日（水）は、教職員転任希望者面接がありました。それから週部会でございます。

26日（木）も、教職員転任希望者面接、校舎増築工事打合せをしたところございま
す。

27日（金）は、1月校長会議事前打合せ、教職員人事検討会、仕事納めでございます。

新たな年になって、令和2年1月4日（土）は、美化センター仕事始め式に行き、私
も収集業務研修を1日やってまいりました。

6日（月）は、臨時最高経営会議、仕事始め式、教育委員会辞令交付式ということで、
この後の報告にあります。それから、県教育委員会・村勤務海老名市籍教職員あいさつと
いうことで、県の教育委員会とか、清川村に海老名市の先生が出向していき、その
方々が年の初めの挨拶に来られました。それから、管理職会賀詞交歓会があったところ
でございます。

続いて、7日（火）は、市長年頭記者会見、第4回海老名市社会教育委員会議がござい
ました。

8日（水）は、第3学期始業式でございます。この日は朝のあいさつ運動（今泉小学
校）に伺いました。週部会、それから、海老名市立中央図書館、海老名市温故館、東柏ヶ
谷小学校の調理場、海老名市食の創造館等、教育関連施設へ年始のあいさつ巡視をした
ところでございます。

9日（木）は、海老名市部活動推進協議会がございました。

10日（金）は、第11回海老名市特別支援学級小中合同レクリエーション大会がありま
した。

11日（土）は、単位PTA会長会に出席しました。

12日（日）は、海老名市消防出初式があつて、伝統文化生け花親子教室発表会、令和2
年海老名市成人式リハーサルがございました。

13日（月）は、皆さんにも出席していただき令和2年海老名市成人式を行ったとこ
ろでございます。

14日（火）は、皆さんに来ていただき、教育委員・校長賀詞交歓会で、市長の挨拶も
いただいたところでございます。1月校長会議、教育課題研究会と教育部賀詞交歓会を行

ったところでございます。

15日（水）は、海老名市議会1月臨時会ということで、松樹委員の任期満了に伴って、次の教育委員の選任について海老名市議会で同意をいただいたところでございます。

その日は東柏ヶ谷小学校三世代グランドゴルフ大会です。よりより授業づくり学校訪問（今泉小学校）にお伺いしました。週部会、海老名市議会議員賀詞交歓会があったところでございます。

昨日、16日（木）は、1月教頭会議がございました。プログラミング学習授業の公開があって、授業を見てきました。これがまたすごくおもしろい授業で、海老名小学校の2年生が、1個1個分かれた芋虫のパーツを使って、真っすぐ進むとか、右に曲がるとか、左に曲がるとかを決めます。パーツごとに動きが決まっていて、そのパーツを何個もつなぎ合わせたり、組み替えたり、いろいろ試行錯誤して、1つのコースのスタートからゴールまでたどり着かせるという授業でした。子どもたち、休み時間、業間から始まったのですが、授業の終わりまで、ずっと夢中になって取り組んでいました。子どもたちのそういう姿を見るのは本当に良いなと思ったところでございます。そこで、私は、これが良い授業ですと言っていろいろな規制をしないで、子どもたちの好きなようにやらせたほうがいいのではないか、そのうち自分たちからこれではおかしいよという声が出てくれば、いろいろな規制を考える。最初から規制をかけて、うまくいくようにはしないほうがいいのかという助言はしてきたところでございます。

本日、17日（金）は、教育委員会1月定例会、現在行っています。午前中に初任者授業参観（上星小学校）に伺いました。今、海老名警察武道始式をやっていますが、私は欠席させていただいております。この後の海老名警察署署員を励ます会と、皆さんにも出席いただきますけれども、校長教頭合同懇親会賀詞交歓会があるところでございます。

それでは、主な事業報告について、何かご質問等ありましたらお願いいたします。

○松樹委員 1月7日の第4回海老名市社会教育委員会議なのですが、議題とどんなことを話し合われたのかだけ教えていただけますか。

○学び支援課長補佐 1月7日につきまして、主に話をさせていただきましたのは、年末のパブリックコメントについてです。今、社会教育計画の策定に向けて進めているのですが、そのパブリックコメントにおける結果を踏まえた形で計画を整えたということで議論をさせていただきました。

○松樹委員 わかりました。この社会教育計画は議案としてこの先上がってきて、また教

育委員会でも議論していくのですよね。

○伊藤教育長 もちろんです。教育委員会で決定することになります。皆さんにご審議いただくことになります。今の状況だとどれぐらいで審議事項に入りそうですか。2月ですか、3月ですか。

○学び支援課課長補佐 3月を目指しております。

○伊藤教育長 3月の教育委員会定例会での審議となると。

○松樹委員 社会教育委員と教育委員は、近いようで、なかなか距離があります。一体の組織ではありませんのでそうなのですが、例えばここで計画ができて、新たにスタートする中で、もちろん書面というか、文書で思いを伝えるのも大切なのですが、やはり口頭でやりとりをする場面があっても私はいいのではないかなと思います。どんな社会教育なのかとか、これからの教育とはなどのような議題で、教育委員との意見交換なんていうのもあるといいのではないかなと思いますので、少しご検討いただければと思っております。

○海野委員 10日に第11回海老名市特別支援学級小中合同レクリエーション大会が行われたと書いてありますけれども、内容というか、どういう感じで行われたのか、お聞きしたいと思います。

○伊藤教育長 私自身は開会式の挨拶をして、ほかの用事もありましたので、帰ったのですけれども、子どもたちは、運動会みたいに何種目かあるゲームをするのです。それが毎年毎年の子どもたちの参加によって違うので、全て配慮されて、毎年改善されているということです。午前中、いくつものゲームをみんなで対抗戦のような形で進めていきます。それ以上に私がすごく驚いたのは、支援が必要な子たち、特別支援学級というのですが、200名を超えていて、次年度は230名。だから、海老名運動公園の総合体育館でやるのですけれども、1つの学校が運動会をやっているのと同じぐらいの人数がそこに集まって行われているような状況で、このままだとどうなるかと考えていました。

ただ、連合運動会ではないけれども、1年に1回、これだけの仲間というかみんなが集まる、そこにも意義があるのですが、市の担当の校長先生方または特別支援学級の担当者は、このままだと一堂に会して続けるのは難しいとはおっしゃっていました。でも、参加した子どもたちにはそれぞれすごく特性があるのですけれども、それでもみんなが参加できるような種目があるので、楽しそうにしていたというのが私の印象です。

○海野委員 今度は教育長だけではなくて、教育委員としても伺ってみたいですね。

○伊藤教育長 ぜひ。行っていただくと本当にわかると思います。

○酒井委員 1月4日に収集業務研修をされたということで、市内の学校でのごみの削減の取り組みとか何かあれば教えていただければなと思うのですけれども。

○伊藤教育長 学校は学校で分別等を徹底するよう試行錯誤しています。また、子どもたちの取り組みとしては、今年度、門沢橋小学校が環境学習についての研究をするための指定校になっています。総合教育会議を高座クリーンセンター環境プラザでやったときに、門沢橋小学校の子たちが、自分たちのごみをきちんと分別する取り組みを発表してくれました。ごみを少なくするとか、分別するようなことをやっています、門沢橋小学校では特にそれが進んでいる印象です。子どもたちのほうが実を言うと決められたら確実にやりますので。また、一昨日の15日（水）によりよい授業づくり学校訪問（今泉小学校）があったのですけれども、今泉小学校の4年生が今取り組んでいるのは、ごみの有料化についてどう考えるか。

彼らは、有料化、無料化なんていうことは論議しませんので、削減するというのはどういうことかなということであって。夏休みにみんなで考えた、マイクロプラスチックのごみで海洋汚染で動物たちが被害を受けているということが、子どもたちにとってすごくショックだったみたいで、では、プラスチックごみを無くす方法はどうかという話し合いもしていました。その一環で、市の環境課が子どもたちに説明したこともありました。だから、要するに教育の教材というか、材料として、学校現場ではそういうことも行われているなということが考えられますので、今後も全体的に環境教育という領域の中で各学校の取り組みを紹介したり、各学校でも積極的に取り組むような指導はとっていきたいと思っています。ご家庭でもよろしくお願いします。

子どもたちは、これが増えたら動物たち、海洋生物たちが被害を受けると思うと真剣に考えるみたいですね。では、どうやって削減したらいいとか、どうやって処分することが正しいのか。今の状態だと、外国にそのまま運んでいっているものもあるではないですか。それが外国の環境を汚染しているというのもあるので、そういう新聞記事とかいろいろな事例を紹介されたりして、子どもたちは考えていました。

○平井委員 今日初任者の授業参観が上星小学校で行われていますが、今日も含めて1年間、もうあと2カ月足らずで1年が過ぎようとしていますけれども、初任者全体の授業の様子とか、学級指導の様子とかをお聞かせいただけたらと思うのですが。

○伊藤教育長 今年度というか、昨年とか、一昨年もそうなのですけれども、初任者は授業に対して本当にチャレンジしているなと感じます。拠点校指導員と各学校の指導員の教

論がいますので、その方々は基本的な部分、教員として、または学級経営の基本をしっかりと指導しているというのが印象ですね。そういう中で、やはり私の印象としては、初任者としての気持ちというか、思いがあるのです。私は、よく言うのですけれども、やはりふだんから休み時間に子どもたちと交流したりするような先生の授業は、基本的に良い授業です。子どもたちが、先生の授業をどこかの知らない偉そうな人に見に来ているから、自分たちで応援して成功させようという気持ちがそこに出てくるのですよ。でも、これはふだんから先生と子どもの関係が良好でないと、やはりそうはいかない。だから、子どもたちが頑張っている姿を初任者が引き出せる。子どもたちが先生のために頑張る。言葉は変ですけれども、それはふだんから先生と子どもたちがすごくよくかかわっているという結果が授業にあらわれるということだと思のです。もちろん指導法とかはこれからですから。でも、そういう授業が見られるか、見られないか、そういう気持ちが、授業の雰囲気であらわれているかどうか。

今日は上星小学校に行ったのです。私は最初に子どもたち全員の表情を確認するのですけれども、今日のクラスは良い表情をしていました。そうしたら、その先生は、朝と業間は絶対子どもと遊ぶと自分で心に決めているみたいで、それをずっと続けているらしいです。遊ぶ、遊ばない、方法は本と一緒に読んだりということでもいいから、それは外に出るとは限らないのだけれども、子どもと交流する時間が大切なのです。どちらかというところ、初任者には若い先生が多いので、子どもたちが若い先生に何を望むかというところ、一緒にいて、いろいろ話したりする時間のほうを望んでいて、授業がすごくうまいとか、うまくあってほしいということよりも、そちらを望んでいることがあるのだなと思っていました。今年度の初任者はそういうことができていました。

別の学校に以前に行ったときに、もうちょっと子どもたちとの交流をしっかりとやったほうがいいですよというアドバイスをしたことがあるのです。校長先生からある先生についてあまり子どもと遊ばないのですよねという相談を受けていましたので。その学校に先日、違う用事で行ったのだけれども、その先生は外で子どもたちと一緒に過ごしていました。それは改善というか、そういう気持ちがあるのだなということで、前向きに取り組んでいるところがございます。

○平井委員 1年が過ぎようとしているので、海老名に来てよかったなと思ってもらえる学校づくりをして、そういう良い雰囲気の中で過ごしてもらえたらうれしいなと思います。

○伊藤教育長 ほかにはよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、今日は「政治」と「教育」についてという話をして、皆さんと考えたりしてみたいと思います。

令和2年、新たな年を迎えて今月で松樹委員が任期満了になるということで、教育委員とは何か。この前も教育課題研究会の終わりのときに、教育委員とはどうあるべきかなということを中心にみんなで話しました。私自身、このことについて「政治」と「教育」という視点で皆さんに話してみたいと思います。

教育委員会制度自体は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定められ、法治国家ですから、我々は法律にのっとって仕事をしなければいけないのですが、それからちょっと外れて「政治」と「教育」という視点で考えてみます。教育委員会制度の始まりは、やはり第二次世界大戦の戦争のあやまちの上に立って、「政治」と「教育」を分離するために、また、「教育」がその時々々の為政というか、「政治」に左右されない。「政治」から独立性・中立性を保つために、戦後の米国の占領統治の中で米国の制度が導入されたというのが現状です。だから、そのことが今の日本に本当に合うかどうかということは、私自身、実は疑問を持っていて、そうやって考えると、明治のころに自分たちの村に学校をつくらうと思ったときに、学区制度はあったけれども、それほど国は関与しない。でも、子どもたちに教育をといたときに、地域の方々が自分で木材を出したり、みんなで建てたりした。そういう意味で、地域の方々が学校とか教育、子どもたちのためにと。あの人たちが教育を考えるのが一番正しいのかなと思うときもあるのです。だから、私は、日本のそういうものは大事にしたいなと思っているところでございます。

そういう中で子どもたちというのは、実を言うと、本当にどういう教育環境の中で教育を受けたかによって生き方が決まってしまうのですよ。振り返ると、例えば第二次世界大戦の中では、皇国民を育成するというのが学校教育の目標だったのですね。そういう中で、社会教育も、国家総動員法のもとで、学校教育が終わっても青少年は、地域にいたら、全て国のために生きるということが社会教育そのものだった。そういう中で「教育」がなされた結果、多くの人が犠牲になり、悲惨な戦争へと突き進む原動力になりました。やはり「教育」はそのときの「政治」、為政者の考え方とかを、本当に白いキャンパス、純粋な子どもたちにしみ込ませたら、子どもたちは何の疑いもなく、生きるとか命ということ考えたときは疑いを持つんでしょうけれども、国全体がそうなったら、そのように

に染まってしまいます。そういう反省の中に新しい教育委員会制度が始まりました。

ただ、最初は公選、選挙だったそうなのです。教育委員は選挙で選ばれていた。そうになると、今度はイデオロギーの戦いになります。例えばここにあるように、「右翼・右派」とか、「左翼・左派」とか、そういうまた「教育」とはちょっとかけ離れたものが、「教育」に入ってきてそうになりました。例えば海老名市なら海老名市で4人選ぶなら、そこに右的な考え方が3人選ばれれば、そういう教育が展開される。逆に左的な考え方が3人選ばれればそういう教育になる。それも1つの問題点、やはり「政治」と「教育」が分離されないということで、昭和30年の初めに今の教育委員会法、首長が指名して、議会がそれを承認するという制度になったということでございます。

そういう中で、ここにあるように、現行の制度になっても幾つか問題点はあるのですね。首長が指名して議会が承認するのですけれども、首長の考え方によって、首長がかわったら教育の中身が変わるか。教育の中身自体は学習指導要領とか国の規定、教育基本法などがありますから。ただ、その狙いは明確でも、例えば静岡県知事が学力テストの結果を公表しました。でも、もし首長が次の選挙で変わったとき、次の人がそういう考えでないと、では、これはやめるのか。要するに教育は継続性がとても大事なのに、その都度その都度の選挙によって首長が考えたことに、さすがに中身は変わらないけれども、左右されるということはあってはならないのかなと思うのです。ですので、今の制度の中でも注意深く見なければいけない部分があるのかなと思っています。

そういう中で、裏面になるのですけれども、平成27年度、ご存じのようにいわゆる新教育委員会制度になりました。これはどうなのかなというのがありまして、ここはかなり議論になったはずなのです。かなりの知識人とか階層の方々が、いや、これはまずいのではないかと。そこで何がまずいのかというと、例えば首長と教育長が非常勤から常勤になって、同じ立場になった。それまでは、教育長は教育委員の1人だったのです。だから、教育長を誰にするかは教育委員の中から、みんなで、互選で決めていたのですが、私が首長から指名される形になったのです。もちろん議会の承認は必要ですけれども。そうになったときに、もし私と首長が示し合わせるようなことがあっても、この会議は合議制ですから、私が1人で賛成しても、4人が反対したら、それは反対になるのです。そのようなシステムになっているから良いのですけれども、それでも良くないことが起こり得るということなのです。だから、総合教育会議という制度が始まりました。そこで、教育委員と教育長と市長がいろいろな問題を議論するということです。

ただ、教育大綱は市長が策定することになっているのです。実際に子どもたちに有益に教育を進めるという中では、予算権のある首長の理解が得られて、そこが十分に話し合われて教育が展開されたほうが良い面もかなりあるとは思うのです。その辺で良い面もあるけれども、注意しなければいけない面が前回よりもかなり深くなっていますというのが現状でございます。そういう意味で言うと、教育委員さん方については改めて重い職なのだということ、皆さんにはご苦労いただいていること、ご尽力いただいていることに感謝するところでございます。

その中で「レイマンコントロール」という言葉が再度注目を集めました。これは、偏ったイデオロギーの方々が集まったり、例えば教育の専門家だけで集まってやると、それはまたちょっと違った方向になるのではないかと。そういう考えで、教育委員の皆さんの資格を一般市民というのが正しいと思います。「レイマン」というのは直訳すると「素人」ですけれども、素人はさすがに入れられないです。一般市民で、教育に関心があって、自分なりの考えを持っているという人。もちろん、法律では明確に、政治家、政治的なしごらみのある方々はなれないのです。それは選んではいけないことになっています。

ただ、職業やそれぞれの専門性は別にあってもいい。だから、会社員の人になってもいいし、もちろん保護者の方でも。ただ、保護者の代表は1名規定されてございます。それ以外の方はどんな職業でもいいということで進めている。だから、教育委員は、一般常識のある、教育に関心がある方々が選ばれるということでございます。そこに偏った考え方を持つ人はなれない。ただ、もしそういう方々が選ばれたとしても、合議制ですので、本当に民主主義そのものですので、多数決で必要な事を決めていくというのが大事なことでございます。

このような意味合いから、現在の私と皆さんで構成する教育委員会は、教育長と市民の代表者である「レイマン」。だから、皆さんは市民の代表者で、そういった方々で組織する合議制の行政機関となります。このような形で教育委員会制度が形成されていますが、今の制度にも、それはそれで注意しなければいけないことがあることをまた改めて再確認して、皆さんと話し合っていきたいなと思います。

ただ、私自身、皆さんと一緒にやってきて、ずっと思っているのは、自分の思いを言い合えるということだけは確実に大切なことかな。会議は長くなりますけれども、みんなそれぞれ自分の思いが伝えられて、それぞれの代表としての思いがちゃんとそこで話せるものが一番大事なのかなと資料に書いてございます。皆さんとの関係をこれからも継続して

いきたいと考えています。また、「教育」の「政治」からの独立性を堅持しながら、結果として、よりよい教育の充実のために首長との連携を図っていきたい。要するに、独立性とか、やっぱり教育は教育でやるということは確実に堅持しなくてはいけなくて、堅持している上で、首長との連携はうまく図れるような教育委員会制度を進めていきたいな。新年ということもありますけれども、改めて皆さんとこれからもよく議論して、教育委員会を進めていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

何かご意見等はございますか。

○松樹委員 最後に教育長がおっしゃいましたけれども、私はほかの教育委員会を見ているわけではないのですが、定例会の中だけでなく、課題研究会があったり、いろいろな場面の中で、私もそうですが、皆さんそれぞれが自分の意見を言っています。それは私とは違うね、私はこう思うよ、私はこうだよというのをしっかりと5人なら5人が言った中で、1つの方向性を見出していく。先ほど言ったように会議が大変長くて、事務局の皆さんには大変ご迷惑をかけているとは思いますが、2時間、3時間なんて当たり前のように会議しています。しっかりと自分の意見を言った中で、5人でしっかりと方向性を決めて。それぞれ責任をとらなければなりませんので、しっかりと議論しながらやっていくというのが教育委員会制度で、私も12年やっておりまして、そうではない時期もあたりというのがちらほら記憶にあるのですけれども、今は本当に良い雰囲気の中でできていると思います。でも、これが当たり前の世界なのだと思うのです。これからも続けていっていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○伊藤教育長 ここで松樹委員は任期満了になるけれども、委員も私もかわっていくわけですから、こういう歴史的なこともあって、また、法的に定められて、今のよりよい教育委員会制度を継続していくことにどんどんつながっていけばということですね。よろしく願いいたします。

以上で教育長報告を終了したいと思います。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、令和元年第4回定例会(12月議会)一般質問要旨報告(教育部所管部分)を教育部長より報告いたします。

○教育部長 それでは、令和元年第4回定例会(12月議会)一般質問要旨(教育部所管部分)を報告させていただきます。

今回の12月市議会定例会におきましては、8名の議員から11項目にわたる質問をいただ

き、答弁したところでございます。

それでは、資料1ページからご報告いたします。まず、1人目は市川洋一議員でございまして「2020オリンピックの海老名市の取り組みについて」でございます。主に市民協働部での答弁ではあったのですが、市長総括答弁の教育部関連を抜粋させていただきました。本市は、東京2020オリンピックにおいて、聖火リレーの通過市に決定している。現在検討している事業として、教育委員会と連携し、市内小中学生が花を添えるイベントやミニセレブレーションなどが挙げられるという市長総括答弁を行いました。その後、教育長答弁で、オリンピック・パラリンピック競技大会の開催は、スポーツの関心を高めるだけでなく、世界各国から訪れる人々と交流できる絶好の機会と考える。教育委員会では、観戦を希望する子どもたちが、保護者とともに競技会場で観戦できるように、学校連携観戦チケットを確保した。次世代を担う海老名の子どもたちに、一生の財産として心に残るような機会にしたい。その後、詳細答弁といたしまして、聖火リレーの実施に際しては、学校との調整が必要であるが、中学校吹奏楽部による歓迎演奏や、児童生徒による沿道応援などを計画しているという答弁でございました。

次に、市川洋一議員の2項目といたしまして「小学校SNS犯罪被害の防止に向けた取り組みについて」という質問がございました。答弁といたしましては、近年、子どもたちのスマートフォンを含めたICT利用は日常的で身近なものになっている。その一方で、社会問題になっている犯罪行為に巻き込まれる可能性のあるSNSトラブルについては、喫緊の教育課題の1つとして捉えている。子どもたちにSNSの危険性を知らせ、正しい知識を身に付ける情報モラルに関する指導を充実させる必要があることから、「携帯・スマホ教室」や「情報モラル」に関する内容についても学習している。また、学校だけでなく、家庭・地域との連携を図り、家庭や地域でも情報モラル教育を進めていく必要があると考えているという答弁でございます。

2人目が久保田英賢議員でございまして「学校給食の方向性について」でございます。学校給食につきましては3名の議員からご質問いただきましたけれども、最初の久保田英賢議員に対して市長総括答弁を行いました。まず、マニフェストで示した通り、教育委員会における「学校給食のあり方」の検討結果を踏まえ、中学校給食の実施には、スピード感をもって取り組みたいという答弁でございます。これを受けまして、詳細答弁といたしましては「中学校給食の方向性」については、県内市町村の中学校給食の実施状況、給食の実施方式、県内外の給食施設の視察報告などを協議事項とし、学校給食検討委員会にお

いて検討を進めてまいりました。「小学校給食の改善」については、アンケート結果や先進的取り組みをしている自治体の事例紹介などを行い、献立や給食費、食育指導等の在り方などについて検討を進めてきた。さらに、学校給食検討委員会の中間報告として、シンポジウムの開催を予定している。今後は、学校給食検討委員会から提出される報告書の内容を踏まえ、教育委員会として、今後の学校給食の方向性を定めるという答弁です。以降、再質問に対しましては「中学校給食の実施方式の検討状況」「センター建設予定地」「中学校給食実施時期の見通し」「小学校における給食費の実情」などについて、答弁したところでございます。

おめくりいただきまして4ページ、佐々木弘議員も「学校給食のあり方について」でございませう。丸の2つ目ですけれども、小学校給食については、「おいしい給食」の実現に向け、給食費等を含めた改善策を、中学校給食については、学校給食検討委員会の協議を踏まえ、センター方式による実施を検討している。学校給食検討委員会は、9月定例会以降、3回実施し、その検討事項については、「小学校給食の改善」「中学校給食の方向性」について検討を進めているところです。なお、2月には、学校給食検討委員会の中間報告として、シンポジウムを開催する予定です。今後は、学校給食検討委員会からの報告を基に、教育委員会として、学校給食の方向性を定めるという答弁でございませう。

続いて、池亀幸男議員からは「中学校部活動への支援、補助について」という質問でございませう。答弁につきましては、中学生にとって部活動は、教科の学習や学校行事では得られないことを体験し、学ぶことができ、教育効果は高い。こういった力を育むことができる中学校の部活動には、部活動充実支援交付金を中心として、年間3000万円以上の予算措置を教育委員会として行っております。また、望ましい部活動の在り方を検討するために平成29年度に「海老名市部活動検討委員会」を設置して「海老名市部活動方針」を策定したところです。この「海老名市部活動方針」には、外部指導者の活用を含め部活動の支援となる内容も定めませうという答弁です。以降、詳細答弁及び再質問におきましては、「海老名市部活動方針の詳細」「方針策定に際し実施したアンケート結果」、また「部活動に対する予算的・人的支援の状況」「部活動における安全対策」などについて、答弁をしたところでございませう。

5人目が日吉弘子議員で「安全・安心な教育環境（教員の長時間勤務の現状）について」ということで、主に教員の長時間勤務の現状についてのご質問でございませう。答弁といたしましては、子どもたちの学校生活が安心安全であること、豊かな学びを支えるた

めには、教職員の働き方改革は必要である。このため、教職員の指導や支援に係る時間を確保することが重要であり、海老名市では、これまで教職員の負担軽減のために様々なことに取り組んできた。このようなことを踏まえ、今年度中に、教職員の働き方改革の指針を示したいという答弁です。以降、詳細答弁及び再質問におきましては、「教職員勤務実態調査の結果」、また「これまでの教職員負担軽減への具体的取組事例（給食費公会計化、校務支援システム導入、市費非常勤講師等の配置など）」、また「勤退管理システム導入の検討」などについても、答弁したところでございます。

6人目が黒田ミホ議員で「海老名災害ボランティアネットワークとの連携促進について」ということで、台風第19号での具体的事例などについて答弁したところでございます。平成29年度から防災教育の一環として、すべての市内小中学校で防災学習に取り組んでおり、今年度は、今泉中学校で防災体験学習を実施した。内容は、災害用仮設トイレの組み立てやレスキューキッチンを使った非常食作りなどを行って、「自分たちがすること、できること」について学びました。また、9月に行った避難所運営訓練では、海老名中学校、柏ヶ谷中学校、今泉中学校の生徒が参加し、地域の自主防災隊、避難所担当班員の教職員や市職員、PTAとともに同訓練を通して避難所運営における共助の重要性を体験したところです。10月の台風第19号に伴う避難所開設の際には、多くの避難所において、中学生などの協力により避難所運営が円滑に行え、防災学習で学んだことを生かすことができた。このようなことから、災害等の避難所開設時には、共助の面から中学生も大きな役割を担うことから、教育委員会としても、訓練などに参加しやすい環境づくりに取り組むという答弁です。

7人目がつつ木みゆき議員でございまして「学校給食について（地産地消及び中学校給食）」というところで、主に地産地消と今行っている中学校の給食弁当注文方式の状況などについてご質問をいただきました。学校給食は、安全・安心な提供が最優先されるべきである。食材の選定においては、保護者、教職員、代表校長から成る物資購入選定委員会において、決定している。食の安全安心を最優先としながら、地産地消が推進され、児童生徒が笑顔で楽しく食べられる給食を目指していきたい。私としては、義務教育段階では、子どもたちに学校での食事について心配することなく、学習や部活動などに専念してほしいという思いがあるという教育長の答弁でございます。なお、9月定例会で答弁したとおり、中学校給食を実施していきたい。以降、詳細答弁と再質問において、「中学校における給食弁当注文方式の現状」「学校給食における地産地消の取組状況」「各校における食農

教育」などについて答弁したところでございます。

最後、宇田川希議員から3項目ございました。まず1項目が「ラグビーワールドカップ開催に伴う市の対応と今後について」ということで、こちらは再質問のみでございました。ラグビーワールドカップ以降、小学校では休み時間等にラグビーをして遊ぶ子どもたちの姿が増えたと聞いており、小学校3年生以上の体育の授業で、タグラグビーに取り組んでいる学校が多い。中学校では、現在、柏ヶ谷中学校のみにラグビー部があり、同部の生徒は、海老名市でラグビーワールドカップのキャンプを行ったロシア代表チームとの交流会では、選手たちと合同練習を行ったところです。参加した生徒にとっては忘れられない貴重な体験となり、ラグビーへの意欲をさらに高めることができたと認識しています。なお、ラグビー部の場合は、指導できる顧問の確保が難しい状況ではあるものの、柏ヶ谷中学校ラグビー部は、これまでに関東大会に出場するなど好成績を残している。柏ヶ谷中学校ラグビー部の活躍が、市内中学校へのラグビーに対する関心を高めていくことを期待しているという答弁です。

2項目目が「小学校の英語教科化」についてということで、次年度に向けた取り組みの状況等についての質問でございました。次年度から小学校5・6年生で教科「外国語」となって、年間70時間の授業を、ALTを活用しながら担任主導で行うこととなるため、教員の指導力向上が求められる。そのため、平成28年度に「海老名市英語教育実施計画」を立て、準備を進めてまいりました。平成29年度から3年間、市教委が全教員へ向けて、授業の方法、評価の仕方など指導力向上につながる実践的な研修を行いました。また、英語の研究校を指定し、授業方法の研究を市内全校へ広める取組を進めました。加えて、今年度海老名市では先行的に小学校5・6年生の英語の授業を70時間に増やし、教科化への円滑な移行を図っております。さらに今年度は、ALTを増員し、学校へ派遣する日数を増やしたことで、充実した授業の体制づくりを図りました。これらの取り組みを通じ、教員の指導力を図ったところであり、準備は万全であると捉えており、次年度は問題なく、教科「外国語」へ移行できるという内容です。

最後が「市内に在住する特別支援学校の児童生徒の学籍のあり方と交流について」でございました。学校は、支援学校に通う子ども、地域の学校に通う子ども、ともに育ちあう場でありたいと願っており、そのための取り組みを充実・推進していきたいと考えている。現在、市内の小中学校では、特別支援学校の児童生徒を居住地交流として受け入れ、行事や授業で交流している。具体的な例としては、小学校の音楽会で全校合唱をともに歌う取組

などがあります。また、授業での共同学習の例としては、体育の学習で、音楽に合わせて楽しく体を動かす取り組みなどがございます。支援教育を推進していくうえで、居住地交流をより充実させ、特別支援学校との連携を深めていきたいと考えているという答弁でございました。

○伊藤教育長 それでは、令和元年第4回定例会（12月議会）一般質問要旨報告（教育部所管部分）等の説明がありましたけれども、何か質問ございますか。

○酒井委員 6ページの働き方改革のところ、「勤退管理システム導入の検討」と入っているのですけれども、どのようなものですか。

○伊藤教育長 今でも、教職員は昔と同じように出勤したら札をひっくり返したり、色を変えたりなんかすることによって出勤状況を示しています。ただ、それ自体は実際に管理をしっかりとできるものではないのですよね。勤務時間に遅刻しないで来ているということを示すだけなのです。

そして、今、問題なのは勤務の終わりが定められていない。だからといって、管理職がずうっと待って、それを見ているわけにもいかない。自己申告制によつての管理指導はあるのですけれども、そうではなくて完全に、例えば札を使わず、ボタンを押して色が変わったら、それがパソコンとつながっていて、何時何分に出勤して、何時に退勤したという、それらが全て管理できて、それがパソコン上で一覧で見られて、管理職が管理できて適切な指導に生かされるもの。あとは累計として、残業には、超えてはいけない時間がありますので、その管理をするというものでございます。我々市の職員は職員証を機械に通すことで出退勤の記録をしています。今のところ、どの方法でやるかは検討中ですが、確実にパソコン等に記録がなされて、出退勤の管理ができるようにしていきたいということで、学校にそういう機器を導入したいと思っています。

なぜそういう流れになったのかというと、職員の場合は残業代ということで残業時間を整理されますけれども、教職員は残業に当たる部分がもともと教育公務員特例法の給料のうちであつて、最初からパーセンテージが給与に上乘せされているという考え方できていたので、実際なら本来は、教職員も労働者ですから、同じように勤務時間外の部分は残業代として確実に支払われるべきなのですけれども、そうではないような形になっています。教員の仕事は、その仕組みにそぐわない。だから、例えば早く帰るのだけれども、今は個人情報があるのですが、昔の教員たちは、袋にテストを入れて、家に帰って、家族の仕事が終わったら丸つけをすとかすると、その部分は正確な時間を計れないではない

ですか。そういう特別な職にあるということでした。でも、いつの間にかそれで教職員の時間の意識が非常にルーズになってしまったというか、勤務時間の規定はあるのですけれども、それらを今度はちゃんと記録として残して明確にしていきたいということで、そういう機器を導入するということでございます。

○酒井委員 まずはデータをしっかりとって。

○伊藤教育長 正直言えば、今までなかったといえなかった。あるとしたら、自己申告でそれを管理する。

○酒井委員 データをとって、どうしてもそれでは回らないということだったら、また何か人的な対応を考えていく。

○伊藤教育長 人員をまた増やすなり、効率的に運用するなりを検討します。言ってしまえば、このことは、大前提は国の定数改善ですので、国が教員をちゃんと増やして、そうでなかったら、1クラスの人数を制限してやってくればもう全てがある意味解決することなのですが。あとは教育公務員特例法で、何パーセント上乘せで、教員にはそれ以上支払えないという制度だから、法で定められていたら、その法律に私どもは従いますけれども、その辺も課題としてありますね。

ただ、これは指針を作るつもりがありまして、また皆さんにも照会して、それでいいかどうか。それから教育委員会で決定、策定したいとは思っているところでございます。

それでは、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 以上が一般質問要旨報告でございます。

○伊藤教育長 それでは、報告事項に入ります。

日程第1、報告第1号、海老名市教育委員会関係職員の人事異動についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、報告第1号、海老名市教育委員会関係職員の人事異動についてでございます。本件につきまして、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理し発令したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

報告理由につきましては令和2年1月1日付で人事異動を発令したためでございます。

資料をおめくりいただきまして、4ページをご覧いただきたいと思います。資料4ページが人事異動の内訳でございます。まず、副主幹級といたしまして、旧所属が文書法制課主査（併）選挙管理委員会事務局主査から、新所属といたしまして教育支援課副主幹に昇格を兼ねて土屋葉子が配属されたところでございます。

主任主事級でございます。こちらは併任辞令でございまして、まず、中嶋純一につきましては、旧所属が生活支援課主任主事（兼）社会福祉主事から、新たに子育て相談課主任主事（併）教育支援課主任主事として併任辞令を発令したところでございます。一方、草尾昴弘につきましては、旧所属は子育て相談課主任主事（併）教育支援課主任主事でありましたけれども、ここで生活支援課主任主事（兼）社会福祉主事となったことから、併任辞令が解除となったところでございます。

以上3名に対しまして辞令を発令したところでございます。

○伊藤教育長 これはもう職員の人事異動でございます。それに伴って、教育委員会でも辞令を発したということでございますので、よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○伊藤教育長 それでは、報告第1号を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第1、報告第1号を承認いたします。

○伊藤教育長 続きまして、審議事項に入ります。

日程第2、議案第1号、海老名市特別支援教育介助員及び特別支援教育看護介助員配置要綱の一部改正についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 日程第2、議案第1号、海老名市特別支援教育介助員及び特別支援教育看護介助員配置要綱の一部改正についてでございます。

提案理由につきましては、会計年度任用職員制度への移行に伴いまして、要綱の一部を改正したいものでございます。

資料をおめくりいただきまして、資料7ページをご覧ください。7ページが改正に関する概要の資料でございます。まず、1といたしまして、改正を要する要綱につきましては先ほど申し上げたとおりでございます。

改正理由につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正による会計年度任用職員制度へ来年度4月1日から移行することに伴いまして、要綱に規定されております事項・文言等を整理するための改正でございます。

3 改正内容でございますけれども、1点目は、身分規定を修正いたしまして、会計年度任用職員として規定いたします。2点目は、条文の順序及び条番号を整理するというところで、例えば、第7条で「派遣申請」だったところが第6条として「配置の申請」、第8条で「派遣決定」とあったところが第7条として「配置の決定」等、所要の改正を行うものでございます。

施行期日といたしましては令和2年4月1日でございます。今後のスケジュールといたしまして、本日の定例教育委員会でご決定いただければ、1月22日の政策会議、1月28日の最高経営会議で報告させていただければと思っております。

それでは、資料の9ページをご覧ください。新旧対照表で主な改正箇所についてご説明を申し上げます。左側が新で、右側が旧でございます。

まず、第2条といたしましては身分を定めておりまして、新の第2条をご覧くださいののですけれども、「介助員及び看護介助員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」として身分を新たに定めたところでございます。

第3条といたしまして職務を定めております。その中では、新の(4)をご覧くださいののですけれども、「看護介助員にあつては、介助員の職務に加え、別紙『海老名市看護介助員配置に係る指針』に基づき、医師の指示により、医療行為等の看護措置に従事する。」という規定でございます。従来は、その右側をご覧くださいののですけれども、「看護介助員については、児童・生徒への医療行為等の看護措置」という規定でございました。行う職務内容に変わりはございませんけれども、看護介助員の職務内容についての明確化を要綱上行ったところでございます。

続きまして、資料10ページをご覧ください。資料10ページの第5条は資格及び選考を定めておりまして、この中で今回、会計年度任用職員制度移行に伴いまして必ず選考を行うということで、第5条で「教育委員会が選考する。」ことを明文化しているところでございます。

また、第6条につきましては配置の申請、具体的な手続を定めておりまして「介助員及び看護介助員の配置を希望する学校の校長は、『特別支援教育介助員・看護介助員配置申

請書』(第1号様式)により、教育委員会に申請しなければならない。この申請を行うに当たっては「配置を受ける児童生徒の保護者が提出した『特別支援教育介助員・看護介助員配置承諾書』(第2号様式)を、第1号様式に添付して申請しなければならない。」。また「看護介助員の配置を希望する学校長は、」中略しまして、「『特別支援教育看護介助員配置に係る看護措置申請書』(第3号様式)に医師の指示書等を添付して、教育委員会申請しなければならない。」という手続を定めているものでございます。

12ページ以降につきましてはそれぞれの様式を定めているところでございます。12ページをご覧くださいと思います。特別支援教育介助員・看護介助員配置申請書の宛て名を、新では「海老名市教育委員会殿」、旧では「海老名市教育委員会教育長殿」というところで、教育委員会宛てに修正をしているところでございます。

13ページ以降も同様に様式に所要の修正を加えております。

また、17ページ以降につきまして、改正を行った要綱を添付させていただいております。

また、20ページをご覧くださいと思います。20ページが《別紙》海老名市看護介助員配置に係る指針で、看護介助員の医療的ケアの実施内容について明確化を行っているところでございます。1の(3)をご覧くださいと思います。「医療的ケア等の実施内容は以下のア～カのとおりとし、教職員との連携のもと、看護介助員がこれに当たるものとする」として、アとして「栄養に関すること」、イとして「呼吸に関すること」、ウとして「排泄に関すること」、エとして「その他、医師の医学的指示に基づき、教育委員会が認めた医療行為に関すること」、オとして「医療的行為の実施に当たっては、環境整備等について、保護者等と十分協議するものとする。」、カとして「医療的ケア等については、教育委員会の総括的な管理体制のもと、各学校では学校長を中心に、保護者及び医師等との連携協力の体制整備を図ること」を医療的ケアの実施内容として明確化したところでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

○伊藤教育長 それでは、前回も会計年度任用職員について、要綱、規則等の改正がありましたけれども、今回は介助員、看護介助員、この後、補助指導員、言語聴覚士が出てきますけれども、それぞれの要綱の改正についてということでございます。ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

介助員は今年度は何名採用されたのですか。

○教育支援担当課長 59名です。57名の介助員と2名の看護介助員でございます。

○伊藤教育長 57名の介助員が学校に配置されていて、2名の看護介助員を配置されていると。

○海野委員 今のお話にもあったのですけれども、いつぐらいに教育委員会に申請されることにより配置される流れになっているのですか。

○教育支援担当課長 申請に関しては年度末に、前年度に来年度に向けての申請が上がってきます。通年で随時上がってくるものでもあるのですけれども。そこからカウントしての数ですが、本年度に関しては102名の申請をもう既に受けておりまして、支援級のお子さん全体のうち約半数のお子さんからの申請を受けているところであります。

○海野委員 年度途中というので申請がくることはないのですか。

○教育支援担当課長 もちろん年度途中からもあります。

○海野委員 そうすると、すぐ介助員が見つかるのか、そこが難しいですね。

○教育支援担当課長 今現在派遣している方も合わせて見てもらう形になると思いますけれども、1人来たからといって、即1人、そこに派遣するわけではなく、バランスを考えて派遣しているところでありますので、1人の介助員を派遣して、学校の中の数名を見てもらっていてという形です。時間的にはマン・ツー・マンになるのですが、学校派遣としては1名で数名のお子さんを担当するという形でやっているところでございます。

○伊藤教育長 4月5日の始業式というか、学校が始まったときには、申請があった学校に関しては間に合うのですよね。

○教育支援担当課長 1学期のスタートから間に合うような形で調整しています。

○伊藤教育長 だから、前年度に申請して、年度が始まったのに、まだついていませんとならないような形にはなっているということです。やはり介助が必要な子たちはいますので。

○教育支援担当課長 来年度の部分に関しては、もちろんこちらでも把握しておりますし、会計年度任用職員の採用についてもこの2月で行っていくことになると思います。

○海野委員 これから増えると思いますけれども、人員確保が大変ですね。

○伊藤教育長 本当に有意義な仕事なのですけれども、人員確保が大変なのです。

○酒井委員 変わったところではなくて、もともとなのですけれども、職務に専念するというのは副業みたいなことはしないでくださいねという意味なのですか。旧で言うと第4条、新で言うと第5条2項第2号ですね。

○教育部長 旧の職務上の義務第4条といたしまして「介助員・看護介助員は、職務の遂

行に当たってはこれに専念しなければならない。」というのは、職務専念義務というのが地方公務員にはございますので、職務に専念する義務が定められている。要は、その職務中は職務に専念しなければならないということが一般的に定められておるものでございます。

○酒井委員 働く時間が6.5時間で、今はもっと働きたいなという方も増えてきている社会情勢だと思うので、6.5時間で、夏休みはお休みですという、募集しても、応募される方は、それもあって少ないところもあるのかなと思ったのです。では、職務時間中は専念してくださいねということと、兼職に関しては職務遂行に害の出ない程度であれば大丈夫ということですか。

○伊藤教育長 そうです。

○酒井委員 わかりました。

○伊藤教育長 看護介助員のような方にいていただいて、さまざまな特性のある、また、身体に支援が必要な子どもたちが入ってきますので、その都度その都度、医療行為が必要になった場合は看護介助員がついていないと学校に在籍できない。だから、今で言うと支援学校に行ってください、もしくは保護者の人が学校に来てその行為をしてくださいということになりますので、その辺は本当にさまざまな支障があったにしても、学校で受けられるような体制はとりたいなと思っているところでございます。

○平井委員 海老名が拠点校を海老名小学校に置いて取り組んできたのは、近隣と比べて本当にいち早くだと思うのですね。そういう中で、看護介助員も入れて、同じ人が引き続き仕事をしているのかどうかわかりませんが、とてもよく仕事をしてくださっていますし、地域の学校で学ばせたいという保護者の願いも相当今いろいろな形で達成できているのではないかなと思いますし、本当に制度が確立されてきています。ですから、多くの子どもたちが地域で学べるようなことにつなげていくように、こういう要綱の改正、確実性、安定性の向上は、これからもっともっとしていく必要があるのかなと思います。ここで1つ、働く人たちにとって少し安定した仕組みができたのではないかなと思います。

○伊藤教育長 この制度によってね。

ほかにはいかがですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、介助員及び看護介助員の配置要綱の改正なのですけれども、議案第1号を採決いたします。この件について、原案のとおり可決することにご異議ござい

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第2、議案第1号を原案のとおり可決いたします。

○伊藤教育長 次に、日程第3、議案第2号、海老名市特別支援教育補助指導員配置要綱の一部改正についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料25ページをご覧ください。海老名市特別支援教育補助指導員配置要綱の一部改正についてでございます。こちらの提案理由も先ほどと同様に、会計年度任用職員制度への移行に伴いまして、要綱の一部を改正したいため議決を求めるものでございます。

資料27ページが改正の概要について記載させていただいた資料でございます。改正を要する要綱につきましては、こちらに記載のとおり、海老名市特別支援教育補助指導員配置要綱でございます。

改正理由は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正による会計年度任用職員制度への移行に伴いまして、要綱に規定されている事項・文言等を整理するためでございます。

改正内容については、身分規定を修正し、会計年度任用職員として規定するもの、また、条文の順序及び条番号等の所要の整理を行うものでございます。

施行期日につきましては令和2年4月1日でございます。今後のスケジュールにつきましても、本日の定例教育委員会でご決定いただければ、1月22日の政策会議、1月28日の最高経営会議で報告事項として提案するものでございます。

それでは、新旧対照表をご覧くださいまして、改正の概要について、ポイントを拾い上げながらご説明させていただければと思います。新旧対照表、左側が新で、右側が旧でございます。まずは要綱名が、旧は「海老名市特別支援教育補助指導員派遣要綱」でしたが、こちらは「海老名市特別支援教育補助指導員配置要綱」と名称も変更しているところでございます。

また、第2条といたしましては身分でございます「補助指導員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とする。」と明文化していくものでございます。

また、第5条といたしましては「選考」ということが要綱上明記されまして「補助指導員は、次に掲げる要件を満たす者のうちから、教育委員会が選考する。」ことが規定されているものでございます。

また、第6条、第7条、第8条につきましては先ほどの介助員、看護介助員と同様に申請からの流れが規定されておりまして、第6条で「配置の申請」、第7条がその配置の申請を受けた「配置の決定」、第8条で補助指導員の配置を受けた効果等を第4号様式によって教育委員会に報告していただくことが規定されております。

また、資料31ページをご覧いただきたいのですが、31ページからはそれぞれ様式を定めているものでございまして、こちらにつきましても、まずは宛て名が「海老名市教育委員会教育長」から「海老名市教育委員会」へ変更しているものでございます。その他様式につきまして所要の改正を行っているものでございます。

また、39ページ以降が新たな海老名市特別支援教育補助指導員配置要綱を添付させていただいているところでございます。本件につきましても、先ほどの介助員、看護介助員と同様に、会計年度任用職員制度へ移行することに伴いまして、身分等の規定を修正するとともに所要の改正を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○伊藤教育長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等あればお願いいたします。

海老名市特別支援教育補助指導員は、今年は何名配置されているのですか。

○教育支援担当課長 21名です。各校1名で19名と、残り2名は週3日と週2日に分けて4校に追加、2人目として派遣しています。

○伊藤教育長 1校1名はいるのですが、申請者が多い学校には追加で2名の方々が割り振られて配置されているということでございます。現状では、通常級にいて、支援が必要な子どもたちが対照という形で規定されているところでございます。

申請数というのはかなり上がってくるのですか。

○教育支援担当課長 小中学校合わせて483名来ます。本年度の申請数、全校ですから。多い学校で40から50名、少ない学校、中学校は若干少なくても10名ちょっとくらいなのですが、小学校において40名ぐらい来る学校もあります。大体は30名ほどです。

○伊藤教育長 これは保護者の同意があるものですね。

○教育支援担当課長 もちろんです。

○伊藤教育長 学校の職員が自分たちで判断して出すのではなくて、保護者の同意があって、保護者もそのようにしてくださいという確認がとれているということですね。

○教育支援担当課長 保護者からそういう指導をしてほしいと上がってくるケースもありますし、担任から個別でここを見てもらうことを保護者に提案してするケースもあります。

○伊藤教育長 それを保護者が了承すると。

○海野委員 海老名市特別支援教育補助指導員は、担任の先生とのコミュニケーションがすごく大事だと思うのですが、今どういう感じで先生や生徒とコミュニケーションとか、指導方法の話し合いをされているのですか。

○教育支援担当課長 基本的には4時までの勤務の方々なので、放課後の時間を使って、時間を見計らって担任の先生と話すケースもありますし、教育相談コーディネーターがつなぎ役となって、今日の授業はこういうことをしてほしいとか、こういう時間でこういう学習をしたよとかいう担任との連携は密にとるような形で進めているところです。

○海野委員 それは、クラスのほかの生徒さんがうらやましがったり、そういうのではないのですか。あの子だけ相談に乗ってもらえるなんて、とか。

○教育支援担当課長 逆に1人で授業を受けることに抵抗があるお母さんもいますし、高学年とか中学生になってくると、自分だけそういう別の指導を受けていることにお子さんが抵抗するので、中学校の申請は少ないようです。そこへ行くと、ほかの子からそのように見られてしまうのではないとか、勉強ができないと見られてしまっているのではないとかという抵抗があるから、なかなか補助につながりにくいというお子さんもいて、年齢が上がれば上がるほど抵抗というのがあります。指導員が配慮して、教室にその子の様子を見にいくけれども、常にべったり張りつくのではなくて、全体的な感じでちょっと指導するよというような感じで工夫しているような学校もあります。

○海野委員 なるほど、ありがとうございます。

○伊藤教育長 補助指導員は、先ほどあったようにみんな教員免許のある方というか、教員となる資格がある人ということです。

○酒井委員 時間は6.5時間が原則となっているのですが、6.5時間で十分対応できている感じですか。学校の時間に合わせてということだと思ってしまうのですが。

○教育支援担当課長 給食時間や休憩も含めると、大体1時間目から5時間目ぐらいな感じで、2時ごろまでということなのだと思いますが、人数が多いので、それを割り振って

くときに1人ではさばき切れないというのがあるので、2人目が入ると同じ時間に2カ所で指導できるので、2人目の派遣を要望される学校が多いです。所管課としては、1校時から5校時の時間指定の中にはおさまってきていると思いますので、勤務時間的にも適当であるとは思っております。

ただ、人数が足りないので、2人目が来れば同じ時間にもっと支援できるのにというような要望はいただいているのですが。

○松樹委員 この改正については異論ないのですが、先ほど人数を聞いてショッキングだったので、483名の生徒を21名の先生方で。全員が全員とはもちろん思わないのですが、例えば何人ぐらいいたら現場がうまく回るというか、子どもたちが指導を受けられてという大体の人数の理想というか、何かございますか。

○教育支援担当課長 例えば小学校で言えば低学年と高学年に分けてやりたいという学校もありますし、最低でも1校につき2名いると良いとは思いますが。

○松樹委員 もちろん教員免許を持っていないなければならないというのがあると思うのですが、海老名市の教員で退職された方や、海老名市に住まわられていても、他市とかで教員をやられていた方なんていうのもいらっしゃるかと思うのです。その地域ごと、歩いて学校が近いよとか、今は何もしていないよとかいう方もいらっしゃるかと思います。今やっつけられる方も1人で何人も見なければならなかったりとか、6.5時間という時間の中での仕事で、対人ですので、マンパワーが必要なのだと思います。予算の関係も出てくるのかもしれませんけれども、なるべく人をつけていただきたい。483名という数字が来年度以降急激に減ってくることはないと思います。逆にさらに増えてくるような話だと思います。これから長い目で、3年、5年、10年と見ながら、何人ぐらいが適正で、どうふやして、どうしていこうかというのは、やっぱりしっかり議論した中で進めていただければと思っていますので、よろしくをお願いします。意見です。

○伊藤教育長 ご意見ということで参考にさせていただきます。

○酒井委員 学校生活を送る上での支援ということで、例えば勉強するのにある程度能力別のクラスというか、そのように少人数指導みたいな感じでやるともう少し全体的にこの申請が減るとか、そういう可能性はもうなくて、ほかの手だても考えていくことはできない感じですか。人数が500人と聞いて、少し驚いてしまって。

○伊藤教育長 学校のほうは、少人数指導には取り組んでいます。ただ、補助指導員は、簡単に言うと個別指導ですので、個別に、例えば教科の基礎的な指導をしてほしいという

ことで、その子に対してということなので。そういう個別指導をしてほしいという子に対して、そばについて補助指導をする。そういう意味で、うちの子に個別指導をしてくださいというのが483名の方が希望されているということですね。ですので、全体的、一般的な中での習熟度別に指導方法を分けることとは全然違って、その子の実態に合わせた指導を個別にしてほしいという申請です。教育的ニーズに対して、市単独でこれも行っているわけですので、増やすことは可能なのですけれども、それだけの教員も探せないし、予算的にも厳しいところがあると思います。

国は、学校それぞれに加配教員としてそれに対応する先生方がいたり、臨床心理士がいたりするような形で、学校単位でそういう支援が必要な子どもたちにあらゆる視点から、時には福祉の視点からも、学習の支援からも、生活介助からも、そのような学校づくりをして、それだけのスタッフというか、人的な配置を国がしてくれれば事は解決しますけれども。少人数指導も含めて、中学校の少人数は習熟度別のクラスもやっていますけれども、そういうことも可能になってくるということですね。「教育は人なり」ではなくて、「教育は人数なり」になっていますね。

○松樹委員 マンパワーがどうしても重要だということですね。

○平井委員 海老名市の補助指導員は1人から始まっているのですね。1人の先生が何校かを持ってくださって、3人、4人と増えて、その先生方も各校かけ持ちでという状況の中で始まって、今は各校に1名という形で配置されてきて、その年数の中で、これだけ多くの先生、補助指導員の方々の力があって、子どもたちの力も伸びてきているのかなと思うのですね。今人数を聞くと、もっともっと人の手が欲しいだろうと思うのですが、今与えられた人数の中で、学校と補助指導員がどれだけの連携をとっていかも大きいかなと思うのですよ。本当に週当たりでは1時間か、2時間しか1人当たりの指導には当たれないかなと思うのですけれども、やはり各担任が1人1人の子どもをしっかりと見て、補助指導員の先生との連携を密にして指導に当たる、その1時間が充実したものになっていかないと。ただそばにいてくださればというのではなくて、常に他人との連携を図るものを持っていかないと、せっかくこれだけの人数を確保できているのに有効活用にはならないのかなと思います。なので、担当部署としてそのあたり、現状の中で指導効果を上げるにはどうしたらいいのかというようなことを、補助指導員も含めて学校と話し合いをしていく必要があると思います。きちんと連携をとって、2時間の中で子どもの学びが充実できるというように工夫して行っていただきたい。

今は1人1人の個別の報告は来ていないかと思うのですが、私がやっているころには1人1人個別の報告を全部いただいて、1人1人がどういう学びをしてきて、1年間でどういう成果が得られたかというところまで検証してきたのですね。それで、次にどういう指導に取り組んでいくかというところまでやってきましたけれども、400名以上の子どもたちがいる中では、それは難しいかと思うのです。ただ、やはり学校と補助指導員が連携を密にしてやっていく必要があると思いますし、子どもたちの学び、1年間の中でどれだけの成果があるか、そこまでも見ていく必要があると思います。

○伊藤教育長 実を言うと、今年度から、補助指導を行っている子に対しては、支援級の子と同じように個別支援計画を各自立てて、それに向かって指導するという取り組みを始めています。例えば今年ですと、杉本小学校の教育相談コーディネーターに加配がついているのですよ。教育相談コーディネーターが、預けっ放しになっていたような子たちの1年間の学習目標をつくって、個別の教育計画を作る。今、杉本小学校でそれを実践して、その分、個別の教育計画を立てるのに中心となる教育相談コーディネーター1名分を加配して、教育相談コーディネーターが自分の職から少し離れて、それに集中できるような仕組みにしています。県もそれを研究したいということで、これからそれも拡充してもらいたいなと思います。そうでないと、担任の先生の1時間でも預かってもらいたいという気持ちはわかるんだけど、それになると、無駄とは言わないけれども、その子にとっては成果がない、その子の成長を支えていないことになってしまいますので、そういうことが今年度から始まりました。

○平井委員 では、ぜひそれが各学校で広がっていくのですね。

○伊藤教育長 はい。

ほかにはいかがですか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、議案第2号を採決いたします。この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第2号を原案のとおり可決いたします。

○伊藤教育長 それでは、日程第4、議案第3号、海老名市言語聴覚士派遣要綱の一部改

正についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○**教育部長** 議案第3号、海老名市言語聴覚士派遣要綱の一部改正についてでございます。本件につきましても、会計年度任用職員制度への移行に伴いまして、要綱の一部を改正したいため議決を求めるものでございます。

資料51ページをご覧ください。51ページが要綱改正に伴う概要をまとめた資料でございます。改正を要する要綱につきましては海老名市言語聴覚士派遣要綱でございます。改正理由は地方公務員法及び地方自治法の一部改正による会計年度任用職員制度への移行に伴いまして、要綱に規定している事項・文言等を整理するために改正するものでございます。

改正内容につきましては、定義規定を身分規定へ変更し、文言を整理するもの、また、対象者に関する規定を実態に合わせて修正、また、雇用条件に関する規定を削除するなど所要の改正を行うものでございます。

施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。今後のスケジュールといたしまして、本日の定例教育委員会でご決定いただければ、その後、政策会議、最高経営会議に報告をするものでございます。

資料53ページをご覧ください。53ページからが新旧対照表でございます。まずは、第1条の見出し、旧が「趣旨」であったところを「目的」として改めたところでございます。

また、第2条の身分といたしまして「言語聴覚士の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とする。」と明記するものでございます。

また、第4条以下につきましては、派遣の申請から派遣の決定、また、報告書の提出等を規定しているものでございます。

続きまして、第10条におきまして、先ほどの介助員、看護介助員、また、補助指導員と同様に会計年度任用職員制度へ移行することから、選考について明記しております。「言語聴覚士は、次に掲げる要件を満たす者のうちから、教育委員会が選考する。」としているものでございます。

資料55ページ以降が様式を定めたものでございまして、こちらにつきましても、介助員、看護介助員、補助指導員と同様に、宛て名を「海老名市教育委員会教育長」から「海

老名市教育委員会」に改めるもののほか、制度改正に伴う所要の改正等を行うものでございます。

また、61ページ以降に、改正を行った後の言語聴覚士派遣要綱を添付させていただいております。

説明につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○伊藤教育長 それでは、ご意見等がございましたらお願いします。今年度の言語聴覚士の派遣は何名ですか。

○教育支援担当課長 小中学校の支援級にいるお子さんのうちの63名から申請を受けております。

○伊藤教育長 63名の子どもから派遣の申請を受けて、言語聴覚士の支援が必要だということが出ているのね。今年度採用は何人ですか。

○教育支援担当課長 2名です。週2日勤務の方が2名です。

○伊藤教育長 週2回の方が2名だから、トータルで言うと週4日で、市内の学校63名の申請に対して支援にあたるのですか。

○教育支援担当課長 1回1名に対し月1回の訪問で言語指導しているということなので、本当はもっとしたいところではあるのですけれども。

○伊藤教育長 今の体制だと、申請に対して、その子に月1回行けるといふことか。

○教育支援担当課長 そうです。

○伊藤教育長 でも、その効果は高いのでしょうか。

○教育支援担当課長 10月からようやく今年度の体制が始まったばかりなので、そこからはあるのですけれども、短い時間なら20分、長ければ45分という単位時間の指導支援を行っているところではあります。採用を受けてくださった方、言語聴覚士の方もそうですし、もう1名はことばの教室で長年指導されていた先生にお願いしたところではあるのですけれども、今までの経験を授業に取り入れてくださっていきまして、それを各学校へフィードバックしていただいておりますので、月1回ですけれども、違う日でも担任の先生方がそこから得たもので指導支援するための参考になればというところでのコミュニケーションをとっていただいております。本当であれば2カ月に3回ぐらいの派遣を目指したいところではあるのですけれども。

○伊藤教育長 月2回ではなくてですね。

○教育支援担当課長 少なくとも、という部分です。実際そういう有資格者となると採用

数も減ってくるので、そのところで探すのは非常に難しい部分もあって、10月からの開始になったのです。今やったださっている方々も、そこは本当に頑張ってやったださっていますので、その支援の部分については本当によい効果も上がってくるのではないかと考えているところです。

○伊藤教育長　ということでございますけれども、いかがでしょうか。

○松樹委員　これも一部改正について異論はありません。

今のお話、63名の子どもが月1回というのは余りにも少ないなと感じます。ただ、言語聴覚士の資格というのは、私も調べたのですが、なるものなかなか難しく、この職に携わる人と報酬を見比べてしまうと差があり、ほかにもニーズがあるからということで、ほかへ行ってしまうという現状があるかと思えます。やはり月2回、2週間に一回は最低でも派遣ができて、担任の先生が指導を受けて、どのように少しずつ支援していくのかとかを考えていってもらいたい。専門的な支援はやっぱり月2回ぐらいは必要ではないかと私は思っています。63名という申請が上がってきた子どもたちも、これから減っていくなんていうことはないのではないかと思います。その中で、これから例えば言語聴覚士の報酬を含めた中で、どうしていったほうがいいのかというのを教育委員会で、教育長を含めた中で議論して、どうしていこうか、しっかりと月2回にしていこうよ、見つからないのであれば少し報酬を上げようよとか、いろいろな議論が必要ではないかなと思っていますので、よろしく願いいたします。

○教育支援担当課長　最初に海老名市言語聴覚士を引き受けていただいた方は、大学からの紹介をいただいた方ですけれども、海老名市の取り組みは珍しいらしく、まだそういう取り組みをしている行政はなかなかないのです。言語聴覚士の団体の中でも海老名市の取り組みを紹介してござっていて、行政がそういう言語聴覚士を各校に派遣してやるというシステムは本当にすばらしい取り組みだと言ったださっていて、そういうところから広がって行って、取り組みが認められていく中で事例も広がっていくことができると考えています。なかなか予算的なベースで難しい課題もあるのですけれども、そういう取り組みの良さを周知していただく中で、では、海老名でやってみようかと思う方がたくさん増えてくれると良いかなと思っていますのでございます。

○松樹委員　资格的に習得するのは難しく、何回か勤めなければいけないとか、いろいろあたりということですので、簡単にぱっと試験で取れるわけではありませぬので、ここ20年の制度の中で資格を持っている人自体も少ないんだと思います。その中でうまくや

りくりというか、その団体ともやりとりして、そうしたらいい先例というか、パイオニアというか、ほかの市町村へも波及できるようになっていくと良いなと思っていますので、よろしくをお願いします。

○酒井委員 申請は保護者の方が出して、フィードバックは言語聴覚士の先生から学校の先生に対してある感じでしょうか。それとも保護者にもフィードバックはもらえる形になりますか。

○教育支援担当課長 その件につきましては、まだ制度が始まったばかりなので、今その整理、整えているところではあるのですけれども、今年度に関しましては小学校6年生と中学校3年生のお子さんに関して、実際に支援指導している様子も参観いただいて、その後で親御さんに直接言語聴覚士からフィードバックというか、お話をするような機会を設けようということで、早速この3学期から取り組んでいるところでございます。それ以外の学年の方々に関しての親御さんへのフィードバックに関しては、今後の検討と考えています。

○酒井委員 専門家にフィードバックいただき、家庭の中で一番接する保護者の方がそういう知識を得ていくと変わってくるかなと思うので、ぜひそういう機会が作れるぐらいの時間があればいいのですけれども。2名で、週2回で、63名に対して1カ月に1回だと、やっぱりちょっと難しいのかなと思います。

○伊藤教育長 でも、言語聴覚士は今本当にいないのですよ。例えば県立の支援学校にはそういう支援が必要な方がおりますが、海老名市のように市立学校の支援級にいるけれども、そういう該当の子たちを対象に申請を受けてというのはまだ始まったばかりというか。そういう意味で言うと、海老名市としては先進的な取り組みではあるのですけれども。そういう方々、専門家を学校に派遣するわけですから。ただ、まだ始まったばかりです。だから、人的な部分で、子どもたちのニーズに対して十分支援できるような体制がとれば良いのですが。もちろんそれを目指しているわけですが、最初にあったように、どのようにして人を確保するか、また、募集するかというのは様々な工夫が必要で、今までどおりにはいかないのかなとは思っています。プラスアルファの人的確保のための工夫が教育委員会として求められているのかなと思うところでございます。例えば大学との連携とかが必要になってくる。

今、中学校の心の教室へは、学生さんとか、院生とかが、完全に大学との連携の中で来ていただいているというのがありますので、そういう意味でも福祉的な大学との連携があ

るのです。海老名にそういう大学があると、直接話したりするとかいうのがあるのですけれども、それは努めてまいりたいと思います。

○酒井委員 よろしくをお願いします。

○平井委員 言語聴覚士の派遣は私自身、ずっと望んでいたというか、あったらいいなと思っていたので、ここで確立できて本当に良かったなと思っています。ことばの教室の先生が講義を受ける程度で今までできていましたので、なかなか充実したものになってこなかったのですが、週2回でも来てくださって、ことばの教室の先生方が学ぶ機会を得るという点ではすごく良いかなと思いますし、特に連携を図るような機会を持てると良いかなと思います。海老名でもそういうお子さんたちがいて、ことばの教室の先生たちも一生懸命頑張ってきてくださったのですね、ずっと。ですから、それを今後また一歩つなげていただく言語聴覚士派遣制度というのは私としてはすごくうれしく思います。

○教育支援担当課長 実際に、ことばの教室のケース会議に言語聴覚士が、私も行きたいですと言われたので参加いただいていますし、今年採用している言語聴覚士にも、来年度は地域教室の研修の講師なんかを務めていただこうかなとお話をしているところです。

○平井委員 ぜひ有効活用していただきたいと思います。お願いします。

○松樹委員 最後に1点だけよろしいでしょうか。この議題ではないのですが、これで会計年度任用職員が全て承認されるような形で、今年の4月1日からスタートという形になるかと思います。委嘱していたのが任命になって、名前が変わる職もあるのですが、やはり制度として変わるだけではなくて、また新たに各部署の人たちが自分の仕事を省みるといいですか、しっかりと見詰め直すいいチャンスではないかなと私は思うのですね。自分の立ち位置、自分の与えられた職務を振り返っていただきながら、また4月1日、スタートできるような体制というか、こうなのですよというペーパーを渡すのか、みんなで読み合わせをするのか、上の方がお話しするのかわからないですし、やり方はそれぞれの部署ごとだと思うのですが、1回ここでしっかりとまた兜の緒を締めてスタートしていただきたいなというお願いでございます。よろしくをお願いします。

○伊藤教育長 それでは、議案第3号を採決いたします。この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。日程第4、議案第3号を原案のとおり可決いたします。

.....
○伊藤教育長 次に、日程第5、議案第4号、海老名市いじめ防止条例について（非公開事件）を議題といたします。

日程第5につきましては第1回海老名市議会定例会上程予定案件となりますので、会議を非公開としたいと思いますが、それについて採決を行います。本件について会議を非公開とすることについてご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。つきましては、非公開ということですので、傍聴人の方は退室をお願いいたします。

（非公開事件開始）

.....
（非公開事件終了）
.....

○伊藤教育長 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしましたので、教育委員会1月定例会を閉会いたします。